

障第24号
令和7年4月3日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等を除く。)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

このことについて、厚生労働省から別添のとおり送付されましたので、お知らせします。

所属	障害福祉課 事業所指導係		
係長	垣本	担当	澤本
電話	058-272-1111 内3491		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		